

○関西医科大学看護学部臨床看護学教員選考規程

(目的)

第1条 この規程は、関西医科大学（以下「本学」という。）看護学部臨床看護学教員（以下「臨床教員」という。）の選考に関して必要な事項を定める。

2 臨床教員は、講師又は助教として任用する。

(候補者)

第2条 臨床教員候補者は、次の各号によるものとする。

(1) 臨床教員の選考にあたっては、看護学部長は学長と協議の上、本学附属の病院の看護部長又はこれに準ずる者に対し、適切な臨床教員候補者の推薦を依頼する。これにより推薦された候補者について、看護学部教授会で慎重に審議した後、最終候補者を学長が決定する。

(2) 本学看護学部の専任教員が本学附属の病院に異動する場合において、この者を臨床教員講師候補者とするにあたっては、前号の定めにかかわらず、看護学部長がこれを推薦し、最終候補者を学長が決定する。

(選考基準)

第3条 臨床教員候補者の選考基準は、次の各号によるものとする。

(1) 看護学部の理念に賛同する者で、本学の常勤職員であること。

(2) 保健、医療、福祉の現場において、豊富な経験を有すること。

(3) 教育並びに研究について、識見、能力及び熱意を有すること。

(4) 健康かつ人格高潔であること。

(5) 次条に規定する学位・教育歴の必須要件を満たしていること。

(学位・教育歴)

第4条 臨床教員の学位・教育歴の必須要件は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 臨床教員講師の場合は、修士の学位を有し、教育経験（学部及び大学院博士前期課程）3年以上又は臨床教員助教5年以上の大学教員としてのいずれかの経験があり、論文を3編以上保有すること。

(2) 臨床教員助教の場合は、修士の学位を有し、かつ、学部学生の臨地実習指導経験3年以上の経験があること。

(3) 本学看護学部において、専任教員として教育歴を持つ者は、この限りではない。

(任用)

第5条 臨床教員の任用にあたっては、第2条により決定した臨床教員最終候補者の推薦書、履歴書、業績書、能力及び人物等について看護学部教授会で審査を行い、学長が決定する。

(担当)

第6条 事務局は看護学部事務部が担当する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、看護学部教授会の議を経て、学部長が学長に報告の上、学長が決定する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

この規程は、令和8年1月1日から施行する。